

無料・低額診療事業のご案内

当院は無料・低額診療事業施設です。「無料・低額診療事業」とは社会福祉法に定める「生計困難者の為に無料又は低額な料金で診療を行う事業」です。

この制度を利用できるのは、当院で治療を受ける方で、経済的事情により診療費の支払が困難な方です。減額・免除は当院の規定に基づき行いますので、当院地域連携部内の医療福祉相談室までご相談下さい。



横浜掖済会病院の「無料低額診療事業施設」としての取組

- ・対象者への減免方法を本紙にて明示している。
- ・生計困難者の受診数が全体の 10%以上である。
- ・各種相談に応じるため、医療ソーシャルワーカーを配置している。
- ・毎月 第一外来日に無料健康相談を行っている。
(その他の外来日でも地域連携部が承りますので隨時ご相談ください。)
- ・老人ホームや療護施設等と密接な連携を保持している。

など

地域連携部(医療福祉相談室)

場 所：院内 4 階

開設時間：平日午前 8:30 ~ 午後 5:00 (病院休診日は閉設)

連絡先：TEL 045-261-8191 (病院代表番号)

FAX 045-252-5517 (地域連携部直通)